

補聴器をこれから購入される方へ

補聴器購入費用一部助成のご案内

過去5年以内に補聴器購入費用の助成を受けていない方が対象となります。

対象者

以下の要件をすべて満たす方

- 満**65歳以上**の方（練馬区内に住民票がある）
- 聴力レベルが中等度難聴で、耳鼻咽喉科の**医師が**補聴器の**必要性を認めた方**
- 聴覚障害による**障害者手帳の対象とならない方**
- 過去**5年以内**に補聴器購入費用の助成を受けていない方

助成限度額

住民税非課税者：**72,000円**まで （生活保護受給者および中国残留邦人等支援給付受給者を含む）

住民税課税者：**36,000円**まで

- ※ 4月から6月までの申請は前年度分、7月から3月までの申請は当該年度分の住民税課税状況で判断します
- ※ 医師の意見に基づき購入した管理医療機器である補聴器本体および付属品（電池、イヤモールド）を助成します
- ※ 申請後、助成決定通知書が届いてから購入してください
- ※ 購入額が助成限度額に満たない場合は、購入額を助成します
- ※ 集音器および故障、修理、メンテナンスなどに係る費用は助成対象外です

手続きの流れ

①申請書入手～耳鼻咽喉科受診

- 申請書を区役所西庁舎3階③窓口（高齢者支援課）、地域包括支援センター、区ホームページのいずれかから入手してください。
- 耳鼻咽喉科を受診し、補聴器が必要と診断されたら申請書の医師意見欄の作成を依頼してください。
※意見書を得られるのは、両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満の方です。
※医師の意見書を得るための費用（診察料、検査料、文書料など）は自己負担です。

②申請～決定通知書の受け取り

- 医師が意見欄を作成後、3か月以内に区へ申請書を提出してください。
- 区で申請内容を審査し、助成の可否および助成限度額をお知らせします。
助成決定者には、助成決定通知書および請求書兼口座振替依頼書をお送りします。

助成決定前に購入した補聴器は助成の対象外です。

③補聴器の選定



よい聞こえを維持するためには、補聴器を購入した後も個人に合わせた調整（フィッティング）と点検（メンテナンス）が欠かせません。

長いおつきあいになることをふまえて補聴器販売店を選びましょう。

④補聴器購入～助成金の請求

- 補聴器を購入後、領収書原本（本人氏名、日付、品名、型番、金額、発行者名、発行者印のあるもの）および請求書兼口座振替依頼書を区へ提出してください。
※請求期限は助成決定通知の翌月から半年以内です。
※領収書返却を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

⑤助成額確定～助成金受け取り

- 区で購入内容を審査し、助成確定額をお知らせします。
その後、指定された口座に助成金を振り込みます。

【書類等提出先】

地域包括支援センター（区内27か所） または
〒176-8501 練馬区役所 高齢者支援課 補聴器助成担当

申請書は区ホームページからダウンロードできます ⇒

